

コンタクトレンズ診療費について

初診料及び外来診療料

当院を初めて受診し、コンタクトレンズを作成される方は「初診料」291点を、過去に当院でコンタクトレンズの検査を受けられた方は「外来診察料」76点を算定いたします。

1 コンタクトレンズ検査料 1

上記に加え、コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 1・200点を算定いたします。

2 厚生労働省が定める疾病によっては、上記のコンタクトレンズ検査料 1ではなく、施行した個々の眼科学的検査料を算定する場合があります。

* 上記について、ご不明な点をご相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師：木村 徹

眼科診療経験：厚生労働省の施設基準に定める10年以上の経験を有し
平成16年から継続して診療をおこなっています。